

2022年度
電源 I ‐ 厳気象対応調整力の提供に関する契約書
【発電設備・DR用】
(ひな型)

2022年○月○日

○○株式会社
北海道電力ネットワーク株式会社

○○株式会社（以下「甲」という。）と北海道電力ネットワーク株式会社（以下「乙」という。）（当社が属地TSOとならない場合、「と●●電力株式会社（以下「丙」という。）」を加える。）とは、2021年8月30日に乙が公表した「2021年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱」（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、乙が厳気象時の需給ひつ迫時（乙以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひつ迫時も含む。）に需給バランス調整等を実施するための調整力を、甲が（当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

（電源I' 厳気象対応調整力の提供）

第1条 甲は、乙が厳気象時等の需給バランス調整等の実施や広域的な需給バランス調整等に寄与するために、乙（当社が属地TSOとならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙から依頼を受けた丙（以下「乙（丙）」という。）」に置き換える。以降、本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。）の指令に応じ、別紙1（契約設備等一覧）の発電設備または負荷設備（以下「契約設備等」という。）により生じた調整力を用いて、電源I' 厳気象対応調整力を（当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供するものとする。

なお、この場合、契約設備等は、第2項（3）に定める乙の指令に従った発電による出力増を行なっている時間に限り、2021年4月1日実施の乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する次の各設備に該当するものとする。（約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。）

（1）揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」という。）

約款附則3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」

（2）発電設備（揚水発電設備を含む）

15（供給および契約の単位）（4）に規定する「調整電源」

（3）負荷設備

15（供給および契約の単位）（5）に規定する「調整負荷」

2 この契約において、電源I' 厳気象対応調整力の提供とは、次のものをいう。

（1）甲が、第4条に定める受電地点または供給地点において、第3条に定

める契約電力を夏季（7月～9月）および冬季（12月～2月）（以下「電源I「厳気象対応調整力提供期間」という。）の土曜日、日曜日、祝日および12月29日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日を除く日の夏季は9時～20時、冬季は0時～24時（以下「電源I「厳気象対応調整力提供時間」という。）に、乙の指令に従い、契約設備等の発電出力の増加または負荷設備における電気の使用を抑制し調整力を供出（以下「運転」という。）可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。

- (2) 甲が、乙の指令に従い、電源I「厳気象対応調整力提供時間において、契約設備等を契約電力の範囲内で運転すること。

(発電計画の提出とベースラインの設定)

第2条 甲は、発電設備を活用して調整力の供出を行う場合、契約設備等ごとに当該調整電源のバランシンググループの発電計画値（以下「BG計画値」という。）を、電力広域的運営推進機関を通じて乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙経由で乙」に置き換える。）に提出するものとする。

- 2 甲は、負荷設備を活用して調整力の供出を行う場合、乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）との間で、契約設備等ごとにその供給地点における本契約にもとづく調整力の提供がなかった場合に想定される負荷消費量等の合計に $1/(1-\text{損失率})$ を乗じたもの（損失率は約款にもとづくものとする。以下同じ。）（以下「調整力ベースライン」という。）として設定するものとし、調整力ベースラインの設定方法について、乙の指定する方法であらかじめ取り決めることとする。
- 3 乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）が必要と認める場合、乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）が必要とする発電等計画値、発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）に直接提出するものとする。

(発電所（需要家）名、所在地、受電（供給）地点特定番号、発電・負荷区分、契約電力および電圧)

第3条 発電所（需要家）名、所在地、受電（供給）地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、契約電力および電圧は、別紙1（契約設備等一覧）のとおりとする。

(受電地点および送電上の責任分界点)

第4条 受電地点および送電上の責任分界点は、契約設備等に関し、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約または接続供給契約の定めに準ずるものとする。

(財産分界点および管理補修)

第5条 財産分界点および管理補修は、契約設備等に関し、乙との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約または接続供給契約の定めに準ずるものとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約設備等について、募集要綱に記載の設備要件（募集要綱第5章2（1）に限らない。）を満たすものとする。

(運用要件)

第7条 甲は、電源I「厳気象対応調整力提供時間においては、契約設備等について、次の各号の運用要件を満たすものとする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合の指令値は、以下の算式により算定された値を小数点以下第1位で四捨五入した値（以下「実効性テスト実施時指令値」という。）とする。

実効性テスト実施時指令値

$$= \text{契約電力} \times \frac{\text{発電設備および負荷設備の最大供出電力の合計値}}{\text{契約設備等における供出電力の合計値}}$$

- (1) 乙の指令から3時間以内に、契約電力まで運転が可能であること。（以下、乙の指令から甲が出力増するまでの時間を「指令応動時間」という。）
- (2) 第8条で協議によりあらかじめ定める点検等の期間（以下、「作業停止期間」という。）を除き乙の指令に従った運転が可能であること。また、当該時間での運転が可能となるよう、指令応動時間を勘案した時間帯において、待機が可能であること。
- (3) 乙からの指令に対し、入札書に記載の「厳気象対応調整発動可能回数（最低12回）」までは応じられること。また、「厳気象対応調整発動可

能回数（最低12回）」を超過した指令に対しても、可能な限り応じられること。

- (4) 乙の指令に従って出力増をした時刻から、原則として、3時間にわたり運転継続が可能であること。また、原則として、3時間運転継続の後、運転終了できること。また、調整実施後3時間以内に、乙から復帰指令を行なった場合は、可能な範囲でその指令に従うこと。
 - (5) 契約設備等に不具合が生じた場合、速やかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
 - (6) 契約設備等の不具合が解消した場合、速やかに乙に連絡すること。
 - (7) 乙の承諾を得た場合を除き、本項2号の要件を満たすために、電源I[‘] 厳気象対応調整力提供時間において、電源I[‘] 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約設備等の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約設備等の全部または一部を活用する場合はこの限りでない。
 - (8) 契約設備等において発電設備に該当する場合、乙（当社が属地TSOとならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。）の電力系統において契約設備等に係る制約が生じ契約電源等の出力抑制が必要となつた場合は、乙はすみやかに甲に制約の内容について連絡するとともに、甲は約款にもとづきBG計画値をすみやかに制約に応じたものに変更すること。なお、乙はこれに必要な協力すること。
- 2 甲は、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統ルール（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下総称して「本契約等」という。）を遵守するものとする。なお、契約設備等の所有者が甲以外の者である場合、甲は、その者に本契約等を遵守させることとする。
- 3 電源I[‘] 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、乙は甲、または甲の電源I[‘] 厳気象対応調整力の提供に関連するリソースアグリゲータ、需要家等に対し、需要および発電に関する実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じること。
- 4 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(停止計画)

第8条 甲は、乙が別途定める期日までに、電源I[‘] 厳気象対応調整力提供期

- 間における契約設備等の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。
- 2 甲は、第1項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 停止時期は、原則として電源I「厳気象対応調整力提供期間を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が電源I「厳気象対応調整力提供期間に設定することを認めた場合は、この限りでない。」
- (2) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し、停止期間の短縮に努めること。

(計量)

第9条 契約設備等が発電設備の場合、契約設備等から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約設備等ごとに（当社が属地TSOとならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型等計量器により受電電力と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。

契約設備等が負荷設備の場合、契約設備等で消費される電力量（以下「実績電力量」という。）は、約款にもとづき（当社が属地TSOとならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型等計量器により受電電力と同位の電圧で、30分単位で計量するものとする。

ただし、契約設備等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議により定めるものとする。

- 2 計量器の故障等により、実績電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、別途電力量を決定するものとし、これを実績電力量として取り扱うものとする。

(計量器等の取付け)

第10条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器

等は取り付けないものとする。

- 2 法令等により、本契約にもとづき取り付けた計量器およびその付属装置ならびに区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、甲はその実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第11条 契約設備等に対する乙の指令の受信および契約設備等の現在出力等の乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、甲と乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 専用線オンライン指令の場合

イ. 発電所等構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ甲の所有とし、甲が取付けるものとする。また、工事に要した費用は甲が負担するものとする。

ロ. 発電所等から最寄の変電所、通信事業所までの間の通信線等

乙（当社が属地TSOとならない場合、本号および次号の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

ハ. 上記、イ、ロ以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りではない。

(2) 簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合

イ. 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し、甲の所有として、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要する費用は甲が負担するものとする。

ロ. 甲の簡易指令システム用送受信装置までの間の通信回線等

乙が指定する通信回線および認証・暗号化について、甲の負担で契約を行なうものとする。

(料金)

第12条 乙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、第13条で定め

る月間料金および（当社が属地 TS0 とならない場合、「および」を「を甲に支払うものとする。また、丙は」と置き換える）第16条で定める上げ調整電力量料金を甲に支払うものとする。

- 2 甲は、第14条で定める契約電力未達時割戻料金および（当社が属地 TS0 とならない場合、「および」を「を乙に支払うものとする。また、甲は」と置き換える）第16条で定める下げ調整電力量料金が発生した場合、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」と置き換える）に支払うものとする。
- 3 前2項に係る料金の算定期間（以下「料金算定期間」という。）は、毎月1日から当該月末日までとする。

（月間料金）

第13条 月間料金は、契約設備等ごとに別紙2（月間料金一覧）に定める金額を、すべての契約設備等につき合計した金額とする。

- 2 本契約が契約期間の途中で終了する場合、契約終了日を含む月の月間料金については、契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

（契約電力未達時割戻料金）

第14条 契約電源等において、乙からの指令にも係らず、乙の責とならない甲の契約設備等の事故や当日の計画外の点検等の事由により、乙が運転を指令している時間における甲が（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙を通じて」を加える。）提供した調整電力量が、第3条で定める契約電力を2で除して得た値に達しない場合（以下「契約電力未達」という。）、契約設備等ごとに契約電力未達時割戻料金を第2項のとおり算定するものとする。なお、契約電力未達時割戻料金については、30分単位で未達度合いを算出したうえで、算定するものとする。

ただし、契約電力未達を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達の対象としないことができるものとする。

- 2 契約電力未達時割戻料金については以下の式にて算出した金額を、料金算定期間にわたって合計した金額とする。なお、発動回数は運用要件に定める最低発動回数の12回とする。ただし、12回を超えて乙から運転を要請した場合には、その超えた回数（発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じた回数）を加えた回数とする。また、基本料金は別紙2（月間料金一覧）に定める金額とする。

$$\text{契約電力未達時割戻料金} = \frac{\text{30分単位のコマ数 (1コマ) } \times \text{未達度合い合計}}{\text{発動回数} \times \text{3時間} \times \text{2}} \\ \times \text{基本料金} \times 1.5$$

- 3 未達度合いについては以下の式にて算定するものとする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約設備等の一部が活用されている場合、本条本項における契約電力を全て「実効性テスト実施時指令値」と読み替える。なお、未達度合い算定上の調整電力量は、「指令値（契約電力÷2）」を上限とする。

$$\text{未達度合い} = \frac{\text{指令値 [契約電力} \div 2] - \text{調整電力量}}{\text{指令値 [契約電力} \div 2]}$$

- 4 第3項における算定結果が負の場合は、未達度合いを0とみなす。なお、未達度合いは、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。

(調整電力量の算定)

第15条 調整電力量は、契約設備等ごとに次のとおり算定するものとする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約設備等の一部が活用されている場合、当該活用されている発電設備および負荷設備については、調整電力量の算定対象から除外するものとする。

- (1) 別紙1（契約設備等一覧）の負荷設備・発電設備区分が発電設備の場合

30分単位の実績電力量からゲートクローズ時点における30分単位のBG計画値による電力量を減じた値とする。

- (2) 別紙1（契約設備等一覧）の負荷設備・発電設備区分が負荷設備の場合

30分単位の調整力ベースラインによる電力量から実績電力量に1／(1-損失率)を乗じたものを減じた値とする。なお、損失率は約款にもとづくものとする。

- (3) 別紙1（契約設備等一覧）の1需要家（発電所）において、負荷設備・発電設備区分が負荷設備および発電設備の場合、前2号により算定した値を合計した値とする。

(4) 本項第1号、2号において、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 第1項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ調整電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 第2項により算定された調整電力量については、原則として料金算定期間の翌々月10日までに、乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）から甲へ通知するものとする。

(電力量料金の算定)

第16条 上げ調整電力量料金、下げ調整電力量料金はそれぞれ次の金額とする。なお、各号の金額の単位は1円とし、料金算定期間における端数処理は行なわず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てを行なうものとする。

甲が乙と電源II契約等および需給調整市場に関する契約を締結している場合、電源II契約等における料金および需給調整市場における料金と合わせて算定する。

(1) 上げ調整電力量料金

契約設備等ごとに、第15条により算定された「上げ調整電力量」に、第17条の甲の申出単価を乗じた金額を料金算定期間にわたって合計した金額とする。

(2) 下げ調整電力量料金

契約設備等ごとに、第15条により算定された「下げ調整電力量に、インバランス単価（約款料金算定期間規則第27条にもとづき乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が算定、公表するものをいう。）に $1/(1 + \text{消費税率} [\text{消費税率} \text{および地方消費税率を合計した値とする。}])$ を乗じた金額を料金算定期間にわたって合計した金額とする。」

(上げ調整電力量料金に係る単価)

第17条 甲は、第16条の上げ調整電力量料金の算定に用いる申出単価（1

キロワット時あたり銭単位で設定)について、契約設備等ごとに設定するものとする。なお、当該単価には収入割相当額を含めないものとする。

- 2 甲は、乙(当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。)に対し、契約設備等ごとに当該週の土曜日から翌週金曜日まで(以下「適用期間」という。)に適用する1項の単価(甲が応札時に提示した上限電力量単価を上限とする。)を原則として適用期間の開始直前の火曜日(当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。)の12時までに、需給調整市場システムに登録するものとする。なお、甲が当該期限までに単価の登録を行なわない場合は、提供期間以前に、甲があらかじめ需給調整市場システムに登録した単価(以下「初期登録単価」という。初期登録単価に変更が生じた場合は需給調整市場システムに再登録するものとする。)を適用するものとする。
 - 3 甲は、前項にもとづき単価登録した後、各30分コマの始期の6時間前までの間、単価の変更を行うことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。^{*1}
- ※1 今後の制度設計専門会合等で議論が行われる予定と聞いており、その結果により見直しを行う可能性があります。
- 4 甲が、前二項にもとづき、単価の登録および変更を行なうに際し、需給調整市場システムを利用するため必要となる機材および通信設備等は、甲の責任と負担において準備するものとする。
 - 5 甲は、需給調整市場システムにおいて、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行われた処理について、甲は一切の責任を負うものとする。

(料金等の支払い)

- 第18条 第13条、第14条および第16条により算定した料金については、原則として、以下のとおり支払いを行なうものとする。
- 2 甲は、第13条にもとづく月間料金に、消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を、翌月21日までに乙に請求し、乙は同月末日(末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日)までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求が同月22日以降であった場合は、乙は、その遅延した日数に応じ支払い期日を延伸するものとする。
 - 3 甲は、第16条にもとづく上級調整電力量料金に、消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を、翌々月21日までに乙(当社が属地TSOとならない場合、本項の「乙」を「丙」に置き換える。)に請求し、乙は同月末日(末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日)

までに甲に支払うものとする。ただし、甲の請求が同月 22 日以降であった場合は、乙は、その遅延した日数に応じ支払い期日を延伸するものとする。

- 4 乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本項の「乙」を「丙」に置き換える。）は、第 14 条にもとづく契約電力未達時割戻料金および第 16 条にもとづく下げ調整電力量料金に、消費税等相当額および事業税相当額を加算した金額を、翌々月 21 日までに甲に請求し、甲は同月末日（末日が金融機関の休業日の場合はその直前の営業日）までに乙に支払うものとする。ただし、乙の請求が同月 22 日以降であった場合は、甲は、その遅延した日数に応じ支払い期日を延伸するものとする。なお、契約電力未達時割戻料金の上限は、年間料金とする。
- 5 第 2 項、第 3 項および第 4 項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方は支払うものとする。
～以下のいずれかを選択する～
- 6 乙は、第 14 条にもとづく契約電力未達時割戻料金または第 16 条にもとづく下げ調整電力量料金が生じた場合、第 2 項および第 3 項に定める料金と相殺できるものとし、その場合の料金の請求および支払いは前各号に準ずるものとする。（当社が属地 TS0 となる場合、本項を選択する。）
- 6 乙は、第 14 条にもとづく契約電力未達時割戻料金が生じた場合、第 2 項に定める料金と相殺できるものとし、その場合の料金の請求および支払いは前各号に準ずるものとする。（当社が属地 TS0 とならない場合、本項を選択する。）
～ここまで～

(契約期間および契約の有効期間)

- 第 19 条 本契約にもとづく甲から（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙への電源 I 「厳気象対応調整力の契約期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。
- 2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

- 第 20 条 甲乙いずれか一方（当社が属地 TS0 とならない場合、「甲乙いずれ

か一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。) がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方(当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。)にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第21条 甲または乙(当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。)が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方(当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。)に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

- 2 第1項の催告を行なった後、10日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。
- 3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、意図的な契約不履行が認められた場合または次の各号に該当する場合、甲または乙は、相手方に対して何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 支払不能もしくは支払停止、または手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
 - (3) 差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
 - (4) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- 4 本契約にもとづく甲の電源 I 「厳気象対応調整力の提供に必要となる、電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなつた場合、乙は、本契約をただちに解除できるものとする。

(解約または解除に伴う賠償)

第22条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除によ

り生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第23条 甲または乙（当社が属地TSOとならない場合、「もしくは丙」を加える。）が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第24条 甲および乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。）は、相手方（当社が属地TSOとならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。）
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行なった場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を

棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが第1項各号に該当しないことを確約し、将来も第1項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第25条 甲が、本契約に違反して、乙または（当社が属地TSOとならない場合、「丙もしくは」を加える。）第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、甲は、乙または（当社が属地TSOとならない場合、「丙もしくは」を加える。）第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。

2 乙が、本契約に違反して、甲または（当社が属地TSOとならない場合、「丙もしくは」を加える。）第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、乙は、甲または（当社が属地TSOとならない場合、「丙もしくは」を加える。）第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。

～当社が属地TSOとならない場合、以下を加える～

3 丙が、本契約に違反して、乙または甲もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害（間接損害および特別損害を含む。）を与えた場合、乙は、甲または乙もしくは第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。

～ここまで～

(事業税相当額および収入割相当額)

第26条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税および特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。適用する事業税率は別紙3（事業税率）のとおりとする。

2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 乙（当社が属地TSOとならない場合、本項の「乙」を「乙および丙」に置き換える。）が甲に支払う場合

月間料金および上げ調整電力量料金の請求時には、甲が事業税相当額に収入割相当額を含む場合は、収入割相当額をそれぞれ加算する。ただし、甲の事業税に収入割を含む場合で、かつ、乙の事業税の課税標準とすべき収入金額の算定にあたり、地方税法の規定により乙の収入と

すべき金額の総額から乙が甲に料金として支払うべき金額に相当する金額が控除される場合に限り加算するものとする。なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

(2) 甲が乙に支払う場合

契約電力未達時割戻料金および下げ調整電力量料金（当社が属地 TS0 とならない場合、「契約電力未達時割戻料金および下げ調整電力量料金」を「契約電力未達時割戻料金」に置き換える。）の請求時には、事業税相当額をそれぞれ加算する。なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙の事業税率とする。

～当社が属地 TS0 とならない場合、以下を加える～

(3) 甲が丙に支払う場合

下げ調整電力量料金支払い時に事業税相当額を加算する。なお、事業税相当額に適用する事業税率は、丙の事業税率とする。

～ここまで～

(消費税等相当額)

第27条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 消費税等相当額の計算にあたっては、第13条、第14条および第16条により算定した料金に第26条2項に定める収入割相当額または事業税相当額を加算した金額を課税標準とする。

(単位および端数処理)

第28条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、第27条および第26条で定める消費税等相当額および事業税相当額、収入割相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税、収入割が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額、収入割相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

2 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

(運用細目)

第29条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「甲乙」を「当事者間」に置き換える。）間で協議のう

え、定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第30条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、札幌地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第31条 甲および乙（当社が属地TSOとならない場合、「ならびに丙」を加える。）は、本契約の内容および本契約の履行にあたって知り得た当事者の機密情報（各当事者が「機密」であることを口頭または書面で示した情報をいう）について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方（当社が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）の承諾を得た場合
 - (2) 電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合
 - (3) 調整力の広域的な運用のために、乙（当社が属地TSOとならない場合、「または丙」を加える。）が他の一般送配電事業者に提示する場合
 - (4) 第50回制度設計専門会合（電力・ガス取引監視等委員会）における情報公開に関する整理事項にもとづく必要な措置として乙のウェブサイトにて公開する場合
- 2 本条に定める規定は、本契約終了後も存続するものとする。

(協議事項)

第33条 本契約に定めのない事項については、本契約等によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書2通（当社が属地TSOとならない場合、「2」を「3」に置き換える。）を作成し、記名押印のうえ甲、乙（当社が属地TSOとならない場合、「、丙」を加える。）それぞれ1通を保有する。

2022年○月○日

(住所) ○○県○○市○○町○○番
甲 ○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○

(住所) 北海道札幌市中央区大通東1丁目2番地
乙 北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 藤下 裕己

～当社が属地TSOとならない場合、以下を加える～

(住所) ○○県○○市○○町○○番
丙 ○○電力株式会社
代表取締役 ○○ ○○

～ここまで～

別紙1 契約設備等一覧

発電所名・需要家名	所在地	受電（需給）地点特定番号	発電・負荷設備区分	契約電力 (kW)	電圧 (kV)

別紙2 基本料金一覧

発電所名・需要家名	所在地	年間料金(円)	基本料金(円) 夏季7月～9月・冬季12月～1月	基本料金(円) (2月)	その他

別紙3 事業税率

- ・2022年度に適用される甲の収入割の事業税（事業税＋特別法人事業税）実効税率

○.○○%

- ・2022年度に適用される乙の事業税（事業税＋特別法人事業税）実効税率

○.○○%

～当社が属地TSOとならない場合、以下を加える～

- ・2022年度に適用される丙の事業税（事業税＋特別法人事業税）実効税率

○.○○%

～ここまで～